



発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail [itoshima@shokokai.ne.jp](mailto:itoshima@shokokai.ne.jp)

発行日／平成30年1月29日

※広報や商工会に関する問合せ、ご意見等をお寄せください。

## 平成30年度新春交流会開催

～年に1回の会員相互の交流の場となりました～

1月12日(金)毎年恒例の新春交流会を伊都文化会館にて開催いたしました。

当日は多くの会員の方々をはじめ、月形市長、市議会谷口議長など多くのご来賓の方々にご臨席を賜り353名の参加がありました。

山崎会長の年頭の挨拶やご来賓の方々よりご祝辞を賜り、また続く懇親会では恒例の福引抽選会が行われ、終始和気あいあいとした雰囲気の中で盛会裏に終了いたしました。



新年あけましておめでとうございます  
糸島市商工会 新春交流会



## 新年にあたって 会長 山崎 九十九

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、輝かしい新年をお健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。また会員並びに関係各位の皆様には、平素より商工会の事業運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。そして昨年7月の九州北部豪雨に被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

昨年度を振り返りますと米国のトランプ大統領誕生や英国のEU離脱、北朝鮮問題等様々な国際情勢の変化がありました。また国内では総選挙での安倍政権圧勝による安定した政権作りや比較的堅調な経済成長がありました。そして当会でも昨年10月より志摩支所と二丈支所の閉鎖、本所への統合という新体制となり、会員の皆様にはご迷惑をお掛けしていることと思います。会員皆様のご期待に応えられるよう、本年度も引き続き経営の改善や事業計画の作成に向けた支援を役職員一丸となって取組んでいきたいと考えております。結びになりますが、平成30年度が、会員の皆様にとりまして、幸多き素晴らしい年になりますことを心より祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。



# 新会員紹介

H29年12月・H30年1月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

**波多江** **源電工**  
**建設業**  
**(電気工事)**  
 糸島市波多江駅南2-10-12-102  
 ☎090-9567-3445  
 <代表者> 濱近 源太

**深江** **遊食ばんざい**  
**飲食業**  
**(焼肉店)**  
 糸島市二丈深江1035  
 ☎092-325-0008  
 <代表者> 古川 スミ

**波多江** **村上工業**  
**建設業**  
**(エレベーター取付)**  
 糸島市高田4-20-5  
 ☎090-8762-8983  
 <代表者> 村上 周兵

**浦志** **Conditioning Smile**  
**(コンディショニング スマイル)**  
**サービス業**  
**(パーソナルトレーニングジム・ボディメンテナンス)**  
 糸島市浦志1-3-15-1F  
 ☎090-3605-2717  
 <代表者> 山田 秀和

**怡土** **仁野建設**  
**建設業**  
**(一般土木工事)**  
 糸島市曾根322-4  
 ☎092-323-4578  
 <代表者> 原野 勝之

**桜野** **イーアルカーズ**  
**飲食業**  
**(中華料理店)**  
 糸島市志摩井田原85-4  
 ☎092-327-3773  
 <代表者> 谷 将紀

**南本町** **Hi Ho**  
**(ハイホー)**  
**飲食業**  
**(専門料理店)**  
 糸島市前原中央3-1-15 小金丸ビル1-B  
 ☎090-3603-9830  
 <代表者> 北山 敏之

**賛助** **和ダイニング**  
**立石**  
**飲食業**  
**(日本料理店)**  
 福岡市西区今宿駅前1-5-5-104  
 ☎092-806-2253  
 <代表者> 丸田 藤孝

## 糸島市商工会主催 セミナーのお知らせ

平成29年度補正予算で予定されている「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」について、補助金の概要に理解を深め、申請に備えていただくことを目的としたセミナーを開催します。  
 公募の有無は未定です。そのため、前回までの内容をベースに説明する予定です。  
 詳細は、チラシ(別紙)をご参照ください。皆様のお申込をお待ちしています!

- ◆ものづくり補助金申請対策セミナー◆  
 日時:2月22日(木) 15:00~17:00  
 場所:糸島市商工会館 大会議室
- ◇小規模事業者持続化補助金申請対策セミナー◇  
 日時:2月22日(木) 18:00~20:00  
 場所:糸島市商工会館 大会議室

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

## 確定申告 決算事務代行 帳票類のご提出はお早めに！

下記の必要書類を揃え期限内にご持参ください。

- ①平成29年度の収支が分かるもの(現金出納帳・月別集計表)
- ②控除証明関係(国保・年金・生保・損保・医療控除・住宅取得等控除 等)
- ③昨年度以前の申告書の控え
- ④固定資産台帳(車等購入された方は明細)
- ⑤商品(材料)棚卸表
- ⑥売掛金・買掛金・未払い費用一覧
- ⑦公的年金受給者は、源泉徴収票
- ⑧生命保険等の満期・解約金の支払い証明書
- ⑨税務署から所得税・消費税申告書が送られてきている方はそのもの(基本的には郵送されません)
- ⑩マイナンバー通知カード又は個人番号カード

※書面での提出の方は本人確認書類もご持参ください。

※申告事務代行業を希望の方は2月16日(金)までに書類をお持ちください。

申告期間は大変混みあうことが予想されますので早めの書類提出をお願い致します。



## 顧問税理士による無料相談をぜひご利用ください。

確定申告等税務のご相談に活用ください。

【開催予定日】

(本所)

**池田清勇税理士**

平成30年2月1日(木)、2月15日(木)、3月1日(木)

**井上明彦税理士**

平成30年2月6日(火)、2月20日(火)、3月6日(火)、  
3月27日(火)



- ※一相談につき30分～1時間程度
- ※事前申込制とさせていただきます
- ※申込は糸島市商工会本所まで

## 軽減税率対策補助金(レジ補助金)申請期限の延長について

・軽減税率対策補助金の申請受付期限は**2019年12月16日(月)**となります。ただし、先般よりお知らせしていたとおり、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了する期限は2019年9月30日(月)となっています。

・なお、B-1型(受発注システムの改修)については、2019年6月28日(金)までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、2019年9月30日(月)までに、受発注システムの改修・入替を完了(支払いの完了を含む)してください。そして、すべての支払いが完了した後、2019年12月16日(月)までに事業完了報告書を提出してください。

※詳細は、以下の軽減税率対策補助金ホームページの公募要領をご覧ください。軽減税率対策補助金事務局にお問い合わせください。

軽減税率対策補助金事務局

受付時間:9:00～17:00(土日、祝日除く)

電話:0570-081-222

03-6627-1317(IP電話専用)

軽減税率対策補助金とは…

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

# 事業所インタビュー

## 北部地区、花のマキゾの 牧園 大輔さんにお話を伺いました。

> 普段の仕事内容についてお聞かせください。  
花束、フラワーアレンジメント、生花祭壇等の制作を行っています。

> 改めまして福岡県フラワーデザイン品評会5位入賞と福岡市長賞の受賞おめでとうございます。

花屋を志したのはいつの頃からですか？

ありがとうございます。花屋は18年前に志しました。賞を獲得することは創作活動の励みにもなっています。

> 仕事をする上で大切にされている事、またやりがいについて教えてください。

花を長持ちさせる為、水揚げ方法には常に配慮しています。やりがいはお客様の笑顔です。相手の喜ぶ姿を見ると自分自身も嬉しく仕事での原動力にも繋がっています。

> お店のウリ、特徴は何ですか。

花の品質と価格には自信を持ってお客様に提供しています。また花束等のデザインも勉強会に参加しながらより良いものを制作できるよう工夫しています。

> お仕事の中で一番達成感のあった出来事は何ですか。

横幅5m強1,000本の花で祭壇を制作した事です。作業時間6時間の大作でしたが無事に納品した時は達成感を感じました。

> お休みの日はどのように過ごしていますか。

休日は花の勉強会へ参加したり、商工会青年部事業を通じて糸島の地域振興事業に取り組んでいます。

> 今後の事業展開について教えてください。

糸島市内はもちろん、県外や海外にも日本の花文化を広げたいと考えています。花は人間関係を円滑にし、人の心を豊かにします。今後、日常生活において気軽に花を買いに来店して頂けるお店作りをしていきたいと考えています。



## 深江地区、(有)羅漢の 代表取締役 徳久 武洋さんにお話を伺いました。

> 創業からの事業内容についてお聞かせください。

親交のあった住職様からのアドバイスもあり、初めて就職した先が葬儀会社でした。その後糸島で葬儀事業を開始し、現在は民間救急サービスや介護タクシー事業も行っています。

> お仕事をする上で大切にしている事はありますか。

ご家族の方が亡くなり落ち込まれているご遺族の方々の気持ちに寄り添いながら仕事をすすめることです。故人の人格や生き方が反映された式が無事に執り行えるようご遺族をサポートしながら葬儀の企画、運営に取り組んでいます。

> やりがいは何でしょうか。

式が無事に終わった事へのお礼やお喜びの言葉を頂いたときはとてもやりがいを感じます。次の仕事への原動力にも繋がっています。

> 他企業との差別化の為、取組まれている事はありますか。

1つ目は会員制度の充実です。ご家族一人に会員になって頂くことで葬儀に関するご相談や葬儀費用の割引、アフターフォローまで提供しています。2つ目は少額短期保険制度の取扱いです。葬儀費用の準備を目的としています。そして3つ目は葬儀費用管理信託取扱加盟店である事です。生前中、死後に備えて葬儀費用をお預かりし、自身の死後無事に葬儀が執り行われるよう司法書士等専門家を入れて契約を結ぶ制度です。顧客の財産は葬儀社及び信託会社の方が一の事態の際に影響を全く受けない為、今後需要が期待されている制度です。その他にもITを利用したスケジュール管理で従業員への負担減少や効率化に取り組んでいます。

> 商工会員でのビジネス上のメリットはありますか。

融資や経営革新計画に係る承認申請書作成・取得等経営に関する相談に幅広く対応して頂ける事です。

> 今後の事業展開について教えてください。

救急介護サービス事業については今後も事業拡大を目指していきたいと思っています。高齢化社会の中で、シニアの方々に必要とされるサービスを提供し、社会に貢献していきたいと考えています。



民間救急らん



駐車場は最大70台収納可能です。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

## 平成29年度 第8回理事会報告

- ◆開催日時 平成29年11月21日(火) 17時
- ◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

### 【主な議案・報告】

#### ・「木藤亮太氏」講演会について

11月8日に南本町地区主催で開催した上記講演会は86名の参加があり、糸島市職員や他県の町づくりメンバー等の参加もあり、盛会裏に終える事が出来た旨を報告した。

#### ・「福吉産業まつり」について

11月19日「福吉産業まつり」が開催され、今年は商工会会員事業者30社が初めて協賛先として参加した旨を述べた。

#### ・「イルミネーション点灯式典」について

本年度の式典には述べ5,000人が来場した旨を報告、各社、個人からの協賛金についてお礼を述べた。また「青年部ポロシャツ販売」収益より九州北部豪雨災害支援金を送金したと述べた。

## 平成29年度 第9回理事会報告

- ◆開催日時 平成29年12月19日(火) 17時
- ◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

### 【主な議案・報告】

#### ・2019年新春交流会について

日程は1月12日(金)とし、地区会員の方への参加申込みの呼びかけについて協力を依頼した。本年度も、福引抽選は例年通り執り行う旨を述べた。

#### ・建設工業部会について

1月24日(水)に「糸島市住まいの相談センター」設立総会の開催が決定した旨を報告した。

#### ・商工貯蓄共済、会員福祉共済加入推進状況について

貯蓄共済、福祉共済ともに目標まであと少しであり、引き続き事務局職員も同行しながら、契約の更新と加入促進に取り組む旨を述べた。

#### ・プレミアム付商品券事業について

12月18日時点での換金額は7,198万円(換金率65%)と順調に推移している旨を報告した。

## 平成29年度 第10回理事会報告

- ◆開催日時 平成30年1月16日(火) 17時
- ◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

### 【主な議案・報告】

#### ・会員加入、脱退等の承認について

会員加入2件、脱退4件、変更3件全て承認(会員数1,392)

#### ・後援申請について

映画「糸」制作委員会より後援申請の依頼について協議の結果承認することとした。

上映期間は平成30年3月24日～平成31年3月31日、糸島を舞台にした映画であり、糸島地区販促タイアップキャンペーンが別途協力依頼される予定であるとの旨を述べた。

その他、総代会前までの役員改選に係るスケジュールや、新春交流会の出席状況の報告等を行った。

## H29年度プレミアム付商品券の 有効期限、換金期限にご留意ください。

糸島市商工会プレミアム付商品券

【有効期限】

**平成30年2月20日(火)まで**

【換金期限】

**平成30年3月20日(火)まで**

※期限を過ぎますと換金できません。

### ～公開 Wチャンス抽選会について～

日時 3月19日(月)11時～

場所 糸島市商工会本所2階

※抽選会終了後は、当選番号と当選商品が掲載されたポスターを全取扱加盟店様へ発送いたします。  
また商工会HPにも当選結果を掲載いたします。



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

# 平成30年度税制改正のポイント (中小企業・小規模事業者向け)

## 1. 中小企業の事業承継支援を抜本強化します

事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を、今後10年間に限って大きく拡充します。

## 2. 親族外への事業承継(M&A)の支援策を創設します

近年増加している親族外承継(M&A)を支援するため、M&Aの際に発生する税負担(登録免許税・不動産取得税)の軽減措置を創設します。

## 3. 設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます

市町村の認定を受け、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税の軽減(ゼロ〜1/2)を受けられます。

## 4. 賃上げを頑張る企業を徹底的に支援します

1.5%以上の賃上げをした中小企業・小規模事業者は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けられます(所得拡大促進税制)。また、2.5%以上の賃上げを実施した中小企業・小規模事業者のうち、一定の要件を満たす場合は、税額控除率が25%に深掘りされます。

【一定の要件】次のいずれかを満たす場合

- ①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること
- ②中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に実行されていること

## 5. IT機器等の少額減価償却資産の導入を支援します

30万円未満の減価償却費を取得した際に、合計300万円まで全額損金算入を(即時償却)を認める措置について、適用期限を2年間延長します。

## 6. 交際費を使い、売上維持・拡大を図る企業を支援します

定額控除上限額(800万円)までの交際費について、損金算入を認める特例措置の適用期限を2年間延長します。

## ～事業承継について～

中小企業の事業承継を力強く後押しするため、事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を、今後10年間に限って大きく拡充します。

※今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を支援します。

### ① 経営環境変化に対応した減免制度を導入します

#### 現行制度

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。

#### 改正後

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

### ③ 雇用要件を抜本的に見直します

#### 現行制度

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の金額を納付。

#### 改正後

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。人手不足等を踏まえた柔軟な制度になります。

### ② 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大します

#### 現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。

#### 改正後

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。事業承継時の贈与税・相続税の支払負担をゼロにします。

### ④ 対象者の制限を大幅に緩和します

#### 現行制度

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。

#### 改正後

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。多様な事業承継が対象になります。

※平成30年1月1日から平39年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

## ～中小企業向け所得拡大促進税制について～

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除する所得拡大促進税制を拡充し、3年間延長します。

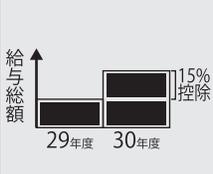
### 改正後の制度概要

#### 【要件】

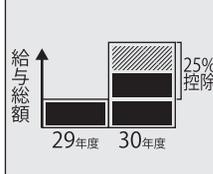
- ①給与総額が前年度以上
- ②平均給与が前年度比で1.5%以上増加

- ・前年度からの給与総額の増加額に対して、15%の税額控除
- ・人材投資や生産性向上に取り組む企業は税額控除率を25%に上乗せ

#### 【税額控除：通常】



#### 【税額控除：上乗せ】



(上乗せ)  
要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たす場合は、前年度からの増加額の25%を控除  
・教育訓練費が対前年度比10%以上増  
・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上の認定を受け、経営力向上がなされていること

### ① 基準年度から増加要件を撤廃します

#### 現行制度

給与総額が基準年度(平成24年度)比で3%以上増加していることが適用の要件。

#### 改正後

基準年度との比較要件は撤廃。

### ② 税額控除率を拡充します

#### 現行制度

給与総額の基準年度(平成24年度)からの増加額に対して、10%の税額控除。

#### 改正後

給与総額の前年度からの増加額に対して、15%の税額控除。

### ③ 人材投資や生産性向上に取り組む企業はさらに支援します

#### 改正後

平均給与が対前年度比で2.5%以上増加しており、人材投資(新たなスキル獲得のための研修等)や生産性向上に取り組む場合には、給与総額の前年度からの増加額に対して、25%の増額控除。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで